資　　　　料 ①

令和５年８月28日

水戸市福祉部介護保険課

水戸市第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針

１　計画策定の趣旨

2022（令和４）年10月１日現在の全国の高齢化率は29.0％であり，2025（令和７）年には，いわゆる団塊の世代が75歳以上となります。75歳以上人口は2055（令和37）年まで，要介護
認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2060（令和42年）年頃まで，増加傾向が続く
ことが見込まれています。一方で，生産年齢人口は今後も減少していくことが見込まれてい
ます。このような中においても，高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすこと
ができるよう，地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築し，更に深化・推進してい
くことが重要です。

国においては，高齢者人口がピークを迎える2040（令和22）年頃を見据えて，世代や分野
を超えてつながる地域共生社会の実現に向け，介護予防・日常生活支援総合事業の充実や介
護情報利活用の推進のほか，介護人材の確保や生産性の向上を図るなど，持続可能な介護保
険制度を確立するための見直しを行っています。また，高齢単身世帯や85歳以上人口が増加
する中で，医療・介護双方のニーズを有する高齢者が増加しており，医療・介護の連携の必
要性が高まっています。

本市においても，高齢者に関する施策を総合的に推進するとともに，介護保険事業の安定
的な運営を図るため，水戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し，地域包括ケアシ
ステムの構築に取り組んでいるところです。現行計画の最終年度を迎えることから，高齢化
の更なる進行等による社会情勢の変化やそれに伴う国の制度改正，ＳＤＧsの理念等を踏ま
えるとともに，新たに策定している水戸市第７次総合計画を上位計画として，関連計画との
整合を図りながら，高齢者がいきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指
し，水戸市第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するものです。

また，認知症のある人などの権利擁護を目的とする成年後見制度の利用を促進するため，
国の「第２期成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して市町村が定める「市町村成年後見
制度利用促進基本計画」を内包するものとします。

＜計画の位置付け＞

注１　高齢者福祉計画（老人福祉計画）及び介護保険事業計画は，老人福祉法第20条の８第７項及び介護保険法第117条第６項の規定により一体のものとして作成されなければならないもの。

注２　老人福祉法第20条の９第１項の規定による茨城県高齢者福祉計画及び介護保険法第118条第１項の規定による茨城県介護保険事業支援計画の総称のこと。

注３　県民がともに支え合いながら，生涯を通じて健康で明るく元気に暮らせる社会の実現を目指して，県や関係者等が取り組むべき施策や目標を策定した計画のこと。

計画の期間

2024（令和６）年度から2026（令和８）年度までの３か年とします。

なお，介護保険に係るサービス及び給付の水準については，いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる2040（令和22）年を見据えた推計を行います。

＜2040（令和22）年を見据えた計画の策定＞

|  |
| --- |
|  |